

立憲主義・国民民主権主義に基づく日本国憲法改正草案

2017/06/16

畑 孝也

0. 前文

民主主義社会の支え手たる健全な市民となることを自ら選択し、個人及び社会に評価され得る製品、サービスその他の価値を創造することによって経済的に自立することを目指す個人が、日本国民として幸福を追求することができる民主主義国家としての日本国を成立させることを目的として、本憲法を制定する。

本憲法によって規定され成立した内閣や国家公務員などで構成される日本国政府は、本憲法に規定される基本的人権を日本国民に確実に保障する義務を負う。

日本国民は、本憲法の規定に基づいて、日本国政府、国会、裁判所、地方自治体などが適切に機能するために必要となる納税や選挙権の行使などの義務を遂行しなければならない。

日本国民は、日本国政府が本憲法の規定に基づいて適切に機能し日本国民に対する義務を確実に遂行していることを常に監視し続け、問題の発生を検知した場合には日本国民及び日本国政府に対して必要な主張、要求を行い、改善のために努力しなければならない。

日本国民及び日本国政府は、日本国が過去に実施した戦争や他国に対する侵略行為を深く反省し、世界平和を実現するために、本憲法の条文の規定に基づいて日本国が決して他国に対して武力を行使しないことを宣言する。

日本国は、自国中心主義を排し、国際協調主義に基づいて、以下の状態を世界全体が達成するために、世界に対して継続的に影響力を発揮することを宣言する。

- 一. 武力攻撃等による被害あるいは恐怖を人々が感じることがより少ない平和状態
- 二. 自らの才能と努力を自由に発揮して価値を創造することができる豊かな経済状態
- 三. 性別、人種、民族、宗教、思想信条その他によって決して差別されることがなく自身の意図を自由にかつ確実に表明できる政治状態

第1章 国会

第1条(最高機関としての国会及び立法権)

1. 国会は日本国の最高機関であり、日本国の唯一の立法機関である。

第2条(衆議院及び参議院)

1. 国会は衆議院及び参議院で構成する。以下、衆議院及び参議院を総称して「両議院」と呼ぶ。

第3条(両議院の組織)

1. 両議院は日本国民を代表する選挙された議員で組織する。以下、両議院の議員を総称して「国会議員」と呼ぶ。
2. 両議院の議員定数は法律で定める。
3. 第2項の法律による定めにおいては、定数が日本国民の総数に対する一定の割合となるように定期的に見直されるように定めなければならない。

第4条(議員及び選挙人の資格)

1. 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。
2. 第1項の法律による定めにおいては、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別されないように定めなければならない。

第5条(衆議院議員の任期)

1. 衆議院議員の任期は4年とする。ただし、衆議院が解散された場合にはその期間満了前に終了する。

第6条(参議院議員の任期)

1. 参議院議員の任期は6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

第 7 条 (選挙に関する事項)

1. 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は法律で定める。
2. 第 1 項の法律による定めにおいては、人口を基本として、行政区画、地勢等を総合的に勘案して選挙区を定めるようにしなければならない。
3. 第 1 項の法律による定めにおいては、選挙区の有権者数を当選議員数で除した値について、最大となる選挙区の値を最小となる選挙区の値で除した値が 1.2 以上となったことが明らかとなった場合は当該選挙を無効とし、選挙区の見直しを実施した後に再選挙を実施するよう定めなければならない。
4. 第 1 項の法律による定めにおいては、男性と女性のうち少数となる方の議員数が総数の 3 分の 1 以下とならないように定めなければならない。

第 8 条 (両議院議員兼職の禁止)

1. 何人も、同時に両議院の議員となることはできない。

第 9 条 (議員の歳費)

1. 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。
2. 第 1 項の法律による定めにおいては、歳費の額が日本国民の平均的な収入額の変動に連動するように定めなければならない。

第 10 条 (議員の不逮捕特権)

1. 両議院の議員は、法律に定める場合を除いて、国会の会期中逮捕されない。
2. 会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があるときは、会期中は釈放されなければならない。

第 11 条 (議員の免責特権)

1. 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われな
い。

第 12 条 (通常国会)

1. 内閣は通常国会を毎年 1 回招集しなければならない。なお、内閣の定義を第 27 条第 1
項に示す。
2. 通常国会の会期は法律で定める。

第 13 条 (臨時国会)

1. 内閣は臨時国会の招集を決定することができる。
2. いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があったときは、内閣は要求があった日

から 20 日以内に臨時国会を招集しなければならない。

第 14 条 (衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別国会及び参議院の緊急集会)

1. 衆議院が解散されたときは、解散の日から 40 日以内に衆議院議員の総選挙を行う。
2. 内閣は、第 1 項の総選挙の日から 30 日以内に特別国会を招集しなければならない。
3. 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは参議院に緊急集会の開催を求めることができる。
4. 第 3 項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後 10 日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。

第 15 条 (議員の資格審査)

1. 両議院は、各々その議員の資格に関し争いがあるときは、これについて審査し議決する。ただし、議員の議席を失わせるには、議員総数の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

第 16 条 (定足数及び表決)

1. 両議院が議事を開き議決を実施するためには、各々その総議員の過半数の出席を必要とする。
2. 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 17 条 (会議及び会議録の公開等)

1. 両議院の会議は公開しなければならない。ただし、総議員数の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
2. 両議院は、各々その会議の記録を保存し、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない。ただし、秘密会の記録の中で特に秘密を要することが総議員数の 3 分の 2 以上の多数で議決されたときはこの限りではない。
3. 出席議員の 5 分の 1 以上の要求があるときは、各議員の表決を会議録に記載しなければならない。

第 18 条 (役員を選任並びに議院規則及び懲罰)

1. 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。
2. 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、議員総数の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

第 19 条 (法律案の議決及び衆議院の優越)

1. 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
2. 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で議員総数の 3 分の 2 以上の多数で再び可決したときに、法律となる。
3. 第 2 項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
4. 参議院が衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて 60 日以内に議決しないときは、衆議院は参議院がその法律案を否決したとみなすことができる。

第 20 条 (予算案の議決等に関する衆議院の優越)

1. 内閣は、予算案を衆議院に先に提出しなければならない。
2. 予算案について、以下の状況となつた場合は、衆議院の議決を国会の議決とする。
 - 一. 参議院で衆議院と異なつた議決をした場合において、法律の定めるところにより両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき。
 - 二. 参議院が衆議院の可決した予算案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に参議院が議決しないとき。

第 21 条 (条約の承認に関する衆議院の優越)

1. 条約の締結に必要な国会の承認については、第 20 条第 2 項の規定を準用する。

第 22 条 (議院の国政調査権)

1. 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第 23 条 (内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務)

1. 内閣総理大臣及びその他の國務大臣は、議案について発言するために両議院に出席することができる。なお、内閣総理大臣及びその他の國務大臣の定義を第 27 条第 1 項に示す。
2. 内閣総理大臣及びその他の國務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。

第 24 条 (弾劾裁判所)

1. 罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を国会に設ける。

2. 弾劾に関する事項は、法律で定める。

第25条(政党)

1. 日本国政府及び日本国民は、議会制民主主義の維持及び発展にあって、政治活動を主たる活動として実施する政党の存在が重要であるという認識を持ち、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。
2. 日本国政府及び日本国民は、政党の政治活動の自由を保障しなければならない。
3. 第2項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。

第 2 章 内閣

第 26 条 (内閣と行政権)

1. 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。

第 27 条 (内閣の構成及び国会に対する責任)

1. 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成する。
2. 第 1 項の法律による定めにおいては、国内外の状況の変化を反映して国務大臣の種類及び人数を定期的に改正するよう定めなければならない。
3. 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、国民防衛軍に所属する現役の軍人もしくは国民防衛軍を退役してから 10 年を経過していない者であってはならない。
4. 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

第 28 条 (内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越)

1. 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。
2. 国会は、他の全ての案件に先立って、内閣総理大臣の指名を行わなければならない。
3. 内閣総理大臣の指名について、以下の状況となった場合は、衆議院の議決を国会の議決とする。
 - 一. 参議院で衆議院と異なった指名をした場合において、法律の定めるところにより両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき。
 - 二. 衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて 10 日以内に参議院が指名しないとき。

第 29 条 (国務大臣の任免)

1. 内閣総理大臣は国務大臣を任命する。
2. 第 1 項の任命に当たっては、その過半数を国会議員以外の日本国民の中から任命しなければならない。なお、他国の国籍を兼ねる日本国民は国務大臣に任命されることができる。
3. 内閣総理大臣は任意に国務大臣を罷免することができる。

第 30 条 (内閣の不信任と総辞職)

1. 衆議院が内閣不信任の決議案を可決したとき、又は信任の決議案を否決したときは、10 日以内に内閣総理大臣が衆議院を解散しない限り、内閣は総辞職しなければならない。

第 31 条 (内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等)

1. 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の後に初めて国会が召集されたときは、内閣は総辞職しなければならない。
2. 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ずる場合として法律で定めるときは、内閣総理大臣があらかじめ指定した國務大臣が、臨時にその職務を行う。

第 32 条 (総辞職後の内閣)

1. 第 31 条第 2 条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまでの間は引き続きその職務を行う。

第 33 条 (内閣総理大臣の職務)

1. 日本国の国家元首は内閣総理大臣とする。
2. 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。
3. 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般國務及び外交関係について国会に報告する。
4. 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国民防衛軍を統括する。なお、国民防衛軍の定義を第 45 条第 3 項に示す。

第 34 条 (内閣の職務)

1. 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。
 - 一. 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。
 - 二. 外交関係进行处理すること。
 - 三. 条約を締結すること。ただし、基本的には事前に、やむを得ない場合は事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
 - 四. 法律の定める基準に従い、国家公務員に関する事務をつかさどること。
 - 五. 予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。
 - 六. この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務もしくは罰則を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。
 - 七. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。
 - 八. 天皇及び皇族が実施する全ての国事行為を決定すること。なお、天皇の定義を第 98 条第 1 項に、また皇族の定義を第 100 条第 1 項に、それぞれ示す。

第 35 条 (法律及び政令への署名)

1. 法律及び政令には、全て当該の法律及び政令を主管する国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第 36 条 (国務大臣の不訴追特権)

1. 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、国務大臣ではなくなった後に、公訴を提起することを妨げない。

第 3 章 司法

第 37 条 (裁判所と司法権)

1. 全て司法権は、本憲法によって規定される最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
2. 特別裁判所は、設置することができない。
3. 行政機関は、最終的な上訴審として裁判を行うことができない。
4. 最高裁判所及び下級裁判所に所属する全ての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、本憲法及び法律にのみ拘束される。

第 38 条 (最高裁判所の規則制定権)

1. 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。”
2. 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
3. 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第 39 条 (裁判官の身分保障)

1. 裁判官は、心身の故障のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、第 24 条の各項の規定による裁判によらなければ罷免されない。
2. 行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。

第 40 条 (最高裁判所及び最高裁判所所属裁判官)

1. 最高裁判所は、最高裁判所長官 1 名及び最高裁判所裁判官 14 名の計 15 名で構成する。なお、以上の 15 名の裁判官を総称して「最高裁判所所属裁判官」と呼ぶ。
2. 第 1 項に定める最高裁判所所属裁判官は、法律の定めにより日本国民の直接選挙によって選定する。
3. 第 2 項の選挙に関する法律の定めにおいては、男性と女性のうち少数となる方が 5 名以下とされないように定めなければならない。
4. 最高裁判所の裁判官は、法律の定めにより全て定期に相当額の報酬を受ける。
5. 第 4 項の報酬は、在任中、分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の例による場合を除き、減額することができない。
6. 第 4 項の法律による定めにおいては、報酬の額が日本国民の平均的な収入額の変動に

連動するように定めなければならない。

第 41 条 (下級裁判所の構成)

1. 最高裁判所の下に、法律の定めにより以下の下級裁判所を置く。
 - 一. 高等裁判所
 - 二. 地方裁判所
 - 三. 簡易裁判所
 - 四. 家庭裁判所

第 42 条 (下級裁判所所属裁判官)

1. 下級裁判所所属裁判官は、法律の定めにより、裁判官の有資格者の中から最高裁判所が任命する。
2. 第 1 項で任命された裁判官は、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には、退官する。
3. 下級裁判所の裁判官は、法律の定めにより全て定期に相当額の報酬を受け取る。
4. 第 3 項の報酬は、在任中、分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の例による場合を除き、減額することができない。
5. 第 3 項の法律による定めにおいては、報酬の額が日本国民の平均的な収入額の変動に連動するように定めなければならない。

第 43 条 (最高裁判所の憲法適合審査権)

1. 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則、条例又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終的な上訴審裁判所である。
2. 第 1 項の規定に従って最高裁判所によって憲法に適合しないと決定された法律、命令、規則、条例又は処分は直ちに廃止あるいは無効となる。
3. 衆議院の選挙権を有する日本国民の総数の 1,000 分の 1 を超える国民が要求した場合、最高裁判所は、要求において指定された法律、命令、規則、条例又は処分が憲法に適合しているか否かを速やかに決定しなければならない。

第 44 条 (裁判の公開)

1. 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法廷で行う。
2. 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第 5 章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口頭弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。

第 4 章 他国への武力攻撃の禁止

第 45 条 (他国への武力攻撃の禁止)

1. 日本国政府及び日本国民は、たとえ日本国民、日本国及び国際機関とその職員等を防衛する目的であっても、日本国の領土・領海・領空の外部に対して武力を行使してはならない。なお、この場合の武力とは、人間を殺傷し財産等を棄損する能力を指すものとする。
2. 日本国は、日本国民及び日本国を防衛するために、必要最小限度の武力を保持する。ただし、この武力は、たとえ政治的・国際的に同盟関係を持つ国家もしくは団体を支援する目的であっても、日本国の領土・領海・領空の外部において行使してはならない。
3. 第 2 項の目的を達成するため、日本国に、内閣総理大臣を最高指揮官とする国民防衛軍を設置する。
4. 国民防衛軍は、第 2 項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服さなければならない。
5. 国民防衛軍は、第 2 項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は日本国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
6. 国民防衛軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

第 5 章 国民の権利及び義務

第 46 条 (日本国民の要件)

1. 日本国の国籍を有する個人を日本国民と呼ぶ。
2. 日本国の国籍の取得もしくは離脱の要件については法律で定める。
3. 第 2 項の法律による定めにおいては、日本国の国籍を取得することを希望する個人が、基本的に速やかに日本国の国籍を取得できるようにしなければならない。
4. 第 2 項の法律による定めにおいては、他国の国籍を有する者が、他国の国籍を有することを理由に日本国の国籍を取得することを妨げてはならない。
5. 第 2 項の法律による定めにおいては、日本国の国籍と他国の国籍を兼ねることを禁止してはならない。
6. 日本国政府は、日本国に居住する個人がいかなる国の国籍も取得していない場合は、本人の希望に従い、速やかに日本国の国籍を取得させなければならない。
7. 日本国の国内外で出生した新生児の生物学的な両親のうち少なくとも片方が日本国民である場合は、当該新生児は日本国の国籍を取得することができる。なお、当該新生児が日本国の国籍を取得せずに年月が経過した場合は、本人の希望に従い、日本国政府は速やかに日本国の国籍を取得させなければならない。
8. 日本国国内で出生した新生児は、生物学的な両親がいずれも日本国の国籍を有していない場合であっても、日本国の国籍を取得することができる。なお、当該新生児が日本国の国籍を取得せずに年月が経過した場合は、本人の希望に従い、日本国政府は速やかに日本国の国籍を取得させなければならない。
9. 第 2 項の法律による定めにおいては、日本国民が希望する場合に、日本国の国籍から速やかに離脱できるように定めなければならない。

第 47 条 (基本的人権の保障)

1. 日本国政府は、日本国民に対して、基本的人権を保障しなければならない。
2. 第 1 項の基本的人権の詳細な内容については、本憲法及び法律で定める。
3. 日本国政府が、どのような事項を基本的人権として日本国民に保障しなければならないかということは、時代とともに変化するため、国会は定期的に憲法もしくは法律の改正を検討しなければならない。
4. 日本国政府及び日本国民は、他国の国籍を有する個人に対して本憲法が日本国民に保障する基本的人権を保障するよう努めなければならない。

第 48 条 (基本的人権を維持するための努力)

1. 日本国民は、本憲法において日本国政府が日本国民に対して保障しなければならないとした基本的人権を継続的に保障させ続けるために、以下を実施しなければならない。
 - 一. 日本国政府が基本的人権を保障していることを監視し続けること。
 - 二. 日本国民に保障されるべき基本的人権が侵害されたと認知した場合には、決して沈黙することなく、基本的人権を保障するように日本国政府及び他の国民に対して必要な主張・要求を行い、改善のために努力すること。

第 49 条 (個人としての尊重)

1. 日本国政府は、日本国民を個人として尊重しなければならない。
2. 日本国政府及び日本国民は、他国の国籍を有する個人を、日本国民と同様に個人として尊重するよう努力しなければならない。

第 50 条 (法の下での平等)

1. 国会は、日本国民が性別、人種、社会的状況、信条等の個人的な状況によって、政治的、経済的又は社会的な関係において差別されないよう、法律によって平等を保障しなければならない。
2. 日本国政府は、華族その他の貴族の制度を制定してはならない。
3. 日本国政府は、荣誉、勲章その他の栄典の授与に当たって、いかなる特権も伴わせてはならない。
4. 第 3 項の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有するものとする。

第 51 条 (公務員の選定及び罷免に関する権利等)

1. 公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する日本国民の権利である。
2. 公務員は、日本国全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
3. 公務員の選定を選挙により行う場合は、法律の定めによる日本国民の普通選挙の方法による。
4. 第 1 項及び第 3 項において、他国の国籍を所有する日本国民を差別もしくは区別してはならない。
5. 日本国政府及び日本国民は、選挙における投票の秘密を侵してはならない。
6. 第 5 項において、選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。

第 52 条 (請願をする権利)

1. 日本国政府は、日本国民に対して、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願をする権利を保障しなければならない。
2. 日本国政府は、請願をした者に対して、そのためにいかなる差別待遇を行ってはならない。

第 53 条 (国等に対する賠償請求権)

1. 日本国民は、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、日本国政府、地方自治体及びその他の公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 54 条 (身体の拘束及び苦役からの自由)

1. 日本国政府は、日本国民に対して、不同意である場合はもちろんのこと、たとえ同意している場合であっても、社会的又は経済的關係において身体を拘束してはならない。
2. 日本国政府は、日本国民に対して、犯罪の結果として処罰される場合を除いて、その意に反する苦役に服させてはならない。

第 55 条 (思想及び良心の自由)

1. 日本国政府は、日本国民に対して、思想及び良心の自由を保障しなければならない。

第 56 条 (個人情報等の不当取得の禁止等)

1. 日本国政府及び日本国民は、日本国民の個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。

第 57 条 (宗教の自由及び国会議員等に対する宗教活動の制限)

1. 日本国政府は、日本国民に対して、宗教の自由を保障しなければならない。
2. 日本国政府は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。
3. すべての宗教団体は、政治に介入し、政治上の権力を行使してはならない。
4. 日本国民は、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されてはならない。
5. 日本国政府、地方自治体及びその他の公共団体は、宗教教育を含むいかなる宗教的活動も実施してはならない。
6. 国会議員、地方自治体議員、選挙で選定された公務員、国家公務員及び地方公務員は、その在職中は宗教団体が実施する行事等に参加することを含めた宗教的な活動を実施し

てはならない。ただし、冠婚葬祭等の社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

7. 第6項の宗教的な活動を実施した国会議員等は、直ちに罷免されなければならない。

第58条（表現の自由）

1. 日本国政府は、日本国民に対して、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を保障しなければならない。
2. 日本国政府は、検閲をしてはならない。
3. 日本国政府は、日本国民に対して、通信の秘密を保障しなければならない。

第59条（国政上の行為に関する説明の責務）

1. 日本国政府、地方自治体及びその他の公共団体は、自らが行う行為について日本国民に説明する責務を負う。なお、説明には、行為の根拠となる目的、目標、方針等に係る資料及び行為がそれらの根拠と適合していることを客観的に示す資料をそれぞれ示すことを含むものとする。

第60条（居住、移転及び職業選択等の自由等）

1. 日本国政府は、日本国民に対して、居住、移転及び職業選択の自由を保障しなければならない。
2. 日本国政府は、日本国民に対して、外国に移住し、又は日本国の国籍を離脱する自由を保障しなければならない。

第61条（学問の自由）

1. 日本国政府は、日本国民に対して、学問の自由を保障しなければならない。

第 62 条(配偶者、家族等に関する基本原則)

1. 配偶者、家族等の日本国民の私的な人間関係に関しては、日本国政府は基本的に介入あるいは制限を行ってはならない。
2. 日本国政府は、日本国民に対して、親を経済的に扶養し、親を物理的に介護するなど、私的な人間関係をその根拠とした要求を行ってはならない。
3. 国会は、日本国民に対して、親を経済的に扶養し、親を物理的に介護するなど、私的な人間関係をその根拠とした要求を行う法律を制定してはならない。
4. 配偶者契約の締結及び解除については、法律で定める。なお、配偶者契約の締結に当たって改姓を強制してはならない。
5. 第 4 項の法律による定めにおいては、同性同士による配偶者契約の締結が認められなければならない。
6. 国会及び日本国政府は、法律の制定及び行政上の規定の制定並びに執行に当たって、配偶者契約を結んだ者同士が社会的な共同体を形成していることを前提としなければならない。
7. 日本国民のうち、法律で定める一定年齢以下の日本国民に対する一義的な保護責任者は内閣総理大臣とする。なお、法律で定める一定年齢以下の日本国民を「子供」と呼ぶ。
8. 実際に子供を保護し養育する役割を担う者の選定、義務、権利、報酬、解除等に係る事項は法律で定める。

第 63 条(生存権等)

1. 日本国政府は、全ての日本国民に対して、その時点における社会常識に基づき健康で文化的な最低限度の生活を保障しなければならない。
2. 日本国政府は、子供に対して、両親などの実際の保護者の経済状態に係わらず、生活、教育等に関してその時点における社会常識に基づき最低限度の生活を保障しなければならない。
3. 日本国政府は、日本国民の生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 64 条(環境保全の責務)

1. 日本国政府は、日本国民と協力して、日本国民が良好な環境を継続的に享受することができるように、その保全に努めなければならない。

第 65 条 (在外国民の保護)

1. 日本国政府及び日本国民は、国外において緊急事態が生じたときは、在外日本国民の保護に努めなければならない。

第 66 条 (犯罪被害者等への配慮)

1. 日本国政府及び日本国民は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。

第 67 条 (教育に関する権利及び義務等)

1. 日本国政府は、全ての日本国民に対して、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を保障しなければならない。
2. 日本国政府は、法律の定めるところにより、子供に対して、民主主義社会である日本国の支え手たる健全な市民に成長するために子供自身が必要と考える教育を受けられるようにする義務を負う。
3. 第 2 項の教育は無償とする。
4. 日本国政府は、教育が日本国民及び日本国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。

第 68 条 (労働の権利及び義務等)

1. 全ての日本国民は、労働の権利を有するとともに、労働の義務を負う。
2. 第 1 項の定めに関わらず、子供は労働の義務を負わない。
3. 第 1 項の定めに関わらず、法律の定めるところにより、傷病者や一定年齢以上の高齢者などに対して、労働の義務を免除することができる。
4. 賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律で定める。
5. 何人も、日本国民であるか否かを問わず、子供を酷使してはならない。

第 69 条 (労働者の団結権等)

1. 日本国政府は、労働者に対して、労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利を保障しなければならない。なお、本憲法において、「労働者」には日本国内で労働する日本国籍を有しない者が含まれるものとする。
2. 公務員については、日本国全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、第 1 項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。
3. 第 2 項に関しては、公務員の勤労条件を改善するため、法律の定めるところにより、必要な措置が講じられなければならない。

第 70 条 (財産権)

1. 日本国政府は、日本国民に対して、財産権を保障しなければならない。
2. 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律で定める。
3. 第 2 項の法律による定めにおいては、知的財産権について日本国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。
4. 日本国民は、私有財産を、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。
5. 平等と再配分の観点から、私的な関係である両親等から財産を相続する場合には、法律の定めにより、相応額の相続税を課すものとする。

第 71 条 (納税の義務)

1. 全ての日本国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

第 72 条 (適正手続の保障)

1. 日本国民及び日本国に居住しあるいは日本国で労働する日本国の国籍を有しない者は、法律の定める適正な手続によらなければならない。その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。なお、以下、日本国に居住しあるいは日本国で労働する日本国の国籍を有しない者を「日本国民ではない居住・労働者」と呼ぶ。

第 73 条 (裁判を受ける権利)

1. 日本国政府は、日本国民及び日本国民ではない居住・労働者に対して、裁判所において裁判を受ける権利を保障しなければならない。

第 74 条 (逮捕に関する手続の保障)

1. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければならない。逮捕されない。

第 75 条 (抑留及び拘禁に関する手続の保障)

1. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護士に依頼する権利を与えられることなく、抑留され、又は拘禁されない。
2. 日本国政府は、拘禁された者に対して、拘禁の理由を、直ちに本人及びその弁護人の出

席する公開の法廷で示さなければならない。

第 76 条 (住居等の不可侵)

1. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、正当な理由に基づいて発せられ、かつ、捜索する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、住居その他の場所、書類及び所持品について、侵入、捜索又は押収を受けない。ただし、現行犯として逮捕される場合は、この限りでない。
2. 第1項の規定による捜索又は押収は、裁判官が発する各別の令状によって行う。

第 77 条 (拷問及び残虐な刑罰の禁止)

1. 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第 78 条 (刑事被告人の権利)

1. 全ての刑事事件において、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
2. 全ての刑事被告人は、全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
3. 全ての刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人に自己の弁護を依頼することができる。なお、刑事被告人が自ら弁護人に依頼することができないときは、国が弁護人に依頼しなければならない。
4. 全ての刑事被告人は、中立な第三者機関に対して、当該の刑事事件に関する科学的・技術的な鑑定結果を証拠として裁判所に提出することを依頼することができる。なお、刑事被告人が自ら第三者機関に依頼することができないときは、国が第三者機関に依頼しなければならない。

第 79 条 (刑事事件における自白等)

1. 日本国政府は、日本国民及び日本国民ではない居住・労働者に対して、自己に不利益な供述を強要してはならない。
2. 拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。
3. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 80 条 (遡及処罰等の禁止)

1. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、実行の時に違法ではなかった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。
2. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。

第 81 条 (刑事補償を求める権利)

1. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪となったときは、法律の定めるところにより、日本国政府にその補償を求めることができる。

第 6 章 財政

第 82 条 (財政の基本原則)

1. 内閣は、日本国の財政を処理する権限を、国会の議決に基づいて行使しなければならない。
2. 財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。

第 83 条 (租税法律主義)

1. 租税を新たに課し、又は変更するためには、法律で定めることを必要とする。

第 84 条 (国費の支出及び国の債務負担)

1. 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

第 85 条 (予算)

1. 内閣は、毎会計年度の予算案を作成して国会に提出し、その審議を受け議決を経なければならない。
2. 内閣は、毎会計年度中において、予算を補正するための予算案を提出することができる。
3. 内閣は、当該会計年度開始前に第 1 項の議決を得られる見込みがないと認めるときは、暫定期間に係る予算案を提出しなければならない。
4. 毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。

第 86 条 (予備費)

1. 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
2. 全て予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第 87 条 (公の財産の支出及び利用の制限)

1. 公金その他の公の財産は、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
2. 公金その他の公の財産は、日本国政府、地方自治体及びその他の公共団体の監督が及

ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。

第 88 条 (決算の承認等)

1. 内閣は、国の収入支出の決算について、全て毎年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに両議院に提出し、その承認を受けなければならない。
2. 会計検査院の組織及び権限については、法律で定める。
3. 内閣は、第 1 項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなければならない。

第 89 条 (財政状況の報告)

1. 内閣は、国会及び日本国民に対し、定期に、少なくとも毎年 1 回、国の財政状況について報告しなければならない。

第7章 地方自治

第90条(地方自治の本旨)

1. 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。なお、本項以降に示す「住民」には日本国の国籍を有しない者が含まれるものとする。
2. 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。

第91条(地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等)

1. 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は法律で定める。
2. 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。
3. 日本国政府及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、相互に協力しなければならない。
4. 地方自治体は、相互に協力しなければならない。

第92条(地方自治体の議会及び公務員の直接選挙)

1. 地方自治体に、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。
2. 地方自治体の長、議会の議員及び法律に定めるその他の公務員は、法律に基づく当該地方自治体の住民の直接選挙によって選任する。

第93条(地方自治体の権能)

1. 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第94条(地方自治体の財政及び国の財政措置)

1. 地方自治体の経費は、条例の定めるところにより、課する地方税その他の自主的な財源をもって充てることができる。

2. 日本国政府は、地方自治体において、第 1 項の自主的な財源だけでは地方自治体の行うべき業務の提供ができないときは、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講じなければならない。
3. 第 82 条第 2 項の規定は、地方自治について準用する。

第 95 条 (地方自治特別法)

1. 特定の地方自治体の組織、運営若しくは権能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ義務を課し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において、投票権を持つ住民の過半数の有効投票者数があり、かつ有効投票の過半数の同意を得なければ、制定することができない。

第 8 章 緊急事態

第 96 条 (緊急事態の宣言)

1. 内閣総理大臣は、日本国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
2. 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならぬ。
3. 内閣総理大臣は、第 2 項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。
4. 内閣総理大臣は、100 日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、100 日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。
5. 第 2 項及び第 4 項の国会の承認については、第 20 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、第 20 条第 2 項中「30 日以内」とあるのは、「5 日以内」と読み替えるものとする。

第 97 条 (緊急事態の宣言の効果)

1. 内閣総理大臣が緊急事態の宣言を発したときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
2. 第 1 項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。
3. 内閣総理大臣が緊急事態の宣言を発した場合には、日本国民は、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において日本国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。
4. 第 3 項の場合においても、本憲法が日本国政府に対して日本国民に保障しなければならないと規定した基本的人権について、日本国政府は確実に日本国民に保障しなければならない。

5. 内閣総理大臣が緊急事態の宣言を発した場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとする。
6. 内閣総理大臣が緊急事態の宣言を発した場合においては、法律の定めるところにより、内閣は両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

第 9 章 天皇及び皇族

第 98 条(天皇)

1. 日本国民の統合及び日本文化の継承の象徴としての役割を担う日本国民を天皇と呼ぶ。
2. 天皇の地位は日本国の主権者である日本国民の総意に基づく。

第 99 条(天皇の改廃)

1. 天皇は、日本国民の中から国会が選任する特別な国家公務員とする。
2. 天皇の資格、任期、歳費などに関しては、法律で定める。
3. 国会は、議決により、天皇を辞任させることができる。

第 100 条(皇族とその改廃)

1. 天皇の象徴としての役割を補助する者を皇族と呼ぶ。
2. 皇族は、日本国民の中から国会が選任する特別な国家公務員とする。
3. 皇族の資格、任期、歳費などに関しては、法律で定める。
4. 国会は、議決により、皇族を辞任させることができる。

第 101 条(天皇及び皇族の国事行為)

1. 内閣は、天皇及び皇族が実施する全ての国事行為を決定し、その責任を負う。
2. 天皇及び皇族は、内閣の決定に基づき、日本国民のために、以下に示す国事行為を行う。
 - 一. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
 - 二. 栄典を授与すること。
 - 三. 外国の大使、公使及び要人を接受すること。
 - 四. 儀式を行うこと。

第 102 条(天皇及び皇族の行為の制限)

1. 内閣は、天皇及び皇族に、国政に関する国事行為を行わせてはならない。
2. 内閣は、天皇及び皇族に、宗教に関する国事行為を行わせてはならない。

第 10 章 国旗及び国歌

第 103 条(国旗及び国歌)

1. 国旗及び国歌は、国会がこれを決定する。
2. 国会は、その決定によって、国旗及び国歌を変更することができる。
3. 日本国政府は、日本国民に対して国旗及び国歌を尊重するよう強制してはならない。
4. 日本国民は、他国の国旗及び国歌を尊重するよう努めなければならない。

第 11 章 改正

第 104 条(本憲法の改正)

1. この憲法を改正するに当たっては、衆議院又は参議院の議員が発議し、両議院のそれぞれの総議員の3分の2以上の賛成で国会が議決し、日本国民に提案してその承認を得なければならぬ。
2. 第 1 項の日本国民による承認には、法律の定めるところにより行われる日本国民の投票において、衆議院の投票権を有する日本国民の総数の過半数の賛成を必要とする。
3. 憲法改正について第 1 項の承認を経たときは、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長及び最高裁判所長官は、連名で直ちに憲法改正を公布する。

第 12 章 最高法規

第 105 条(基本的人権の継続的保障)

1. 本憲法によって日本国政府が日本国民に保障しなければならないと定めた基本的人権は、人類の多年にわたる基本的人権獲得の努力の成果に基づくものである。
2. 日本国政府及び国会は、社会状況の変化を考慮して修正を加えることを含めて、これらの基本的人権を、現在及び将来の日本国民に対し、継続的に保障しなければならない。

第 106 条(憲法の最高法規性等)

1. 本憲法は、日本国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、規則、条例及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
2. 国会及び日本国政府は、日本国が締結した条約及び確立された国際法規を確実に遵守するために、必要に応じて法律等を改正しなければならない。
3. 第 2 項に関して、条約あるいは国際法規を司る海外機関等から法律等の改正が要請された場合は、日本国政府、国会等は速やかに要請に対応しなければならない。

第 107 条(憲法尊重義務)

1. 内閣総理大臣、国務大臣、国会議員、裁判官、国家公務員及び地方公務員は、この憲法を遵守し、尊重し、擁護しなければならない。
2. 全ての日本国民は、この憲法の理念及び規定が日本国政府、地方自治体及びその他公共団体によって確実に遵守され遂行されていることを常に監視し続けなければならない。
3. 全ての日本国民は、憲法に定める規定等が遵守されない、もしくは遂行されない状況を認知した場合には、決して沈黙することなく、日本国政府、地方自治体あるいは日本国民に対し、必要な主張・要求を行い、改善のために努力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1. この憲法改正は、**2***年*月*日**から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行に必要な準備行為)

2. この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。